

指定地域

出雲市の騒音・振動の規制対象となる指定地域は次のとおりです。

おおむね都市計画法の市街化区域が指定地域に一致します。原則として市街化区域でこれらの施設の設置などを行う場合には届出が必要です。

特定施設の届出については、出雲地区、平田地区が該当します。なお、佐田地区、多伎地区、湖陵地区、大社地区、斐川地区は該当しません。

【騒音規制区域】（平成 24 年出雲市告示第 173 号）

指定地域は第 1 種区域～第 4 種区域に区分されています。

区 分	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域の当てはめ都市計画法による用途地域等
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域
第 4 種区域	工業地域
旧大社町及び旧斐川町の区域を除く	

【振動規制区域】（平成 24 年出雲市告示第 174 号）

指定地域は第 1 種区域、第 2 種区域に区分されています。

区 分	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域の当てはめ都市計画法による用途地域等
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域
旧大社町及び旧斐川町の区域を除く	

- ※ 旧大社町及び旧斐川町の一部に都市計画用途区域の定められた区域がありますが該当しません。
- ※ 詳しくは縦覧図面をご覧ください。
- ※ 用途地域については都市計画課にお問い合わせください。